

## 令和8年度 東京都立小金井特別支援学校いじめ防止対策基本方針

8 小金井特第66号

令和8年4月1日

校長 決定

いじめ問題の解決のためには、未然防止、早期発見及び早期対応が重要です。その実現のために、「東京都教育委員会 いじめ総合対策」に基づき、学校、保護者及び地域社会、教育委員会等がいじめ対応の基本姿勢を共有し、密な連携のもと、組織的な対応ができるよう体制の整備を図ってきました。

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす問題であることから、学校におけるいじめ防止のための対策が形骸化することのないよう、その取組状況について、不断に検証し改善を図っていくことが不可欠です。

本校は、令和7年6月「いじめ総合対策【第3次】上巻・下巻」に基づき、いじめ防止等の取組を強化・徹底し、全ての児童・生徒の人権が尊重され、安心して楽しく過ごし、学べる学校づくりを、以下のように推し進めていきます。

### 1 本校の基本姿勢

- いじめは重大な人権侵害であり、決して許されません。
- いじめはどの学校にも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、組織で対応します。
- いじめを傍観することも、いじめ行為と同様に許されません。また、いじめを受けていることやいじめを見かけたことを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童・生徒にしっかり定着させます。

### 2 対策方針の基本的な考え方

校長・副校長・教職員が「いじめ防止対策推進法」、「学校いじめ防止基本方針」等の正しい理解に基づく確実な対応を行います。いじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、児童・生徒を守ることができるのは、第一義に学校であるという強い決意と高い指導力で日々の指導にあたります。

### 3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応

いじめの未然防止・早期発見に向け、学校は近隣の学校や支援団体との連携や相談体制、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童・生徒の特性を踏まえた実効性のある取組とします。また、インターネットを通じて行われるいじめへの対応にも留意します。保護者とは、その保護する児童・生徒の日頃の様子の変化等から、いじめ発生の兆候を掴んだ場合は直ちに連絡をいただけるよう、連携します。

#### 4 いじめ防止等のための組織（学校いじめ対策委員会）

##### （1）設置の目的

担任や一部の教職員だけで問題を抱え込むことなく、学校として組織的に対応するために、情報を共有し、対応方法について検討を行い、必要な手立てを講じます。

##### （2）所掌事項

- ・発生したことの情報を校内で共有化し、担任を学校全体でフォローします。
- ・必要に応じ、外部専門家や支援機関等と連絡を取り合います。
- ・時系列に沿って経過の記録を残し、行った対応・問題解決までの過程を明確にします。
- ・年間計画を策定し、P D C Aサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改定を行います。

##### （3）会議

学期始めと終わりに設定します。開催は4月、6月、8月、12月、2月を基本とし、さらに必要に応じて適宜開催します。

##### （4）委員構成

校長・副校長・主幹教諭・特別支援教育コーディネーター・養護教諭で構成します。また、必要に応じて、スクールカウンセラーの参加を依頼します。

#### 5 関係機関との連携

いじめ問題の早期解決に向け、学校と教育委員会との連携を強化するとともに、第三者や専門家の意見を取り入れる仕組みを整え、関係機関との連携を深めます。

特別支援学校の状況を知り、専門的な見地から対応のための助言を期待します。そのため学校サポートチーム委員に必要な応じ依頼します。

#### 6 学校の取組

##### （1）定期的ないじめの実態把握と校内における対応

いじめに関する調査を年間3回以上実施します。いじめは起こり得るとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握します。定期的に出席状況を確認し、欠席や遅刻等の回数とその理由、普段と異なる表情や体調不良等から実態を把握します。変化の兆候を素早くつかみ、早期対応につなげます。対応の必要なケースについては、事実確認とともに、まずいじめられた側の児童・生徒の保護者との連携を十分に図ります。また、解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として続けるよう、校内の組織を工夫します。

## (2) 教職員の指導力の向上

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を図ります。そのために、令和7年6月「いじめ総合対策【第3次】上巻・下巻」等を活用して校内でいじめに関する研修を年3回以上実施するとともに、個々の児童・生徒への指導の充実を図ります。

また、いじめが発見された場合は、教職員全体でいじめに関する情報を共有し、特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応を行います。

## (3) 教育相談の充実

### ① 児童・生徒が相談しやすい校内体制の工夫

重大事態につながらないようにするために、相談日を設定したり、児童・生徒及びその保護者が相談する相手を選ぶことができるようにしたりするなど、児童・生徒が自己の思いを表現できる環境づくりに努めます。また、いじめられた児童・生徒や、いじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。

### ② 多面的な相談体制の構築

学校いじめ対策委員会のほか、学校サポートチームによる会議を定期的で開催します。また必要に応じて、子ども家庭支援センター、福祉課、児童相談所、警察署等の参加を依頼し、いじめを解決するための包括的な体制を整えます。

## (4) いじめる側の児童・生徒への実効性のある指導

### ① 毅然とした指導の徹底

いじめる側の児童・生徒に対する指導については、全教職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は別室指導等にて個別の働きかけを行います。また、暴行や恐喝等の犯罪に繋がる可能性のある事例に関しては、警察と連携して対応します。

### ② 保護者と一体となったいじめ改善

いじめる側の児童・生徒に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、東京都や本校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るよう努めます。その際、保護者へ必要な支援・助言を行います。また、保護者会の開催などにより保護者との情報共有をします。

## (5) 児童・生徒の主体的な活動の促し

学校生活の全体を通し、児童・生徒が自発的・自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう指導します。いじめる側・いじめられる側だけでなく、いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導も行います。また、児童・生徒自らが望ましい人間関係を構築するために、具体的な手立てを指導します。

(6) 保護者・地域・大学との連携強化および啓発の促進

本校のいじめの実態、対応方針、外部相談機関の情報等について、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築します。

また、本校にて実施する介護等体験の大学生に対し、いじめ撲滅についての指導を行い、ティーチングアシスタントやボランティアとしての本校の取組への協力を呼びかけます。

(7) 校種間および関係機関との一層の連携

① 卒業時等における的確な情報伝達

入学時、また卒業時の適切な時期に、異校種間でいじめにかかわる情報連携を行います。また、近隣の小・中学校との連携のもと、いじめの発見や対応について情報を交換します。

② 子供関連施設との情報共有

いじめの要因は様々であることから、学区内三市（武蔵野市の一部、小金井市、小平市）の子ども家庭支援センター、福祉関連機関、児童相談所及び警察等との情報共有を継続的に行います。

(8) 重大事態への対処

全ての教職員は日頃から法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解します。そのうえで、いじめられた児童・生徒の安全、落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、重大事態へ発展することを防止します。また関係機関や専門家等と相談・連携し、いじめられた児童・生徒の保護者には、対応方針及び経過の説明を行います。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携して対応します。重大事態に発展した場合、事実関係を明確にするための調査の実施又は学校の設置者が行う調査への協力をを行います。また教育委員会等への報告を行います。

附則 本規定は、平成29年4月1日から施行する。

附則 本規定は、令和2年4月1日 一部改訂する。

附則 本規定は、令和3年4月1日 一部改訂する。

附則 本規定は、令和4年4月1日 一部改訂する。

附則 本規定は、令和5年4月1日 一部改訂する。

附則 本規定は、令和8年4月1日 一部改訂する。